

○平成 29 年度委託乳幼児扶助費支給申請のご案内○

この制度は、柏市認定保育ルーム（以下、保育ルーム）を含む認可外保育施設（以下、認可外保育施設）にお子さんの保育を委託している保護者の方に対し、経済的負担の軽減を目的に、認可外保育施設と認可保育施設の保育料の差額を助成する制度です。

1. 対象となる方について

次の(1)～(7)全てに該当する方（保育ルーム入所者の場合、(7)は不要）

- (1) 保護者、お子さんとともに柏市に住所を有している。
- (2) 生後 57 日から小学校入学前までの児童で、認可外保育施設に入所している。
- (3) 両親ともに保育を必要とする状態（別紙参照「表 I. 保育を必要とする状態」）のいずれかに該当している。
- (4) 認可外保育施設に通園するお子さんが幼稚園、児童福祉施設、認定こども園、特定教育・保育施設等に在籍していない。
- (5) 保護者が認可保育所の保育料を滞納していない。
- (6) 認可外保育施設と月極め契約をしている。
- (7) 認可保育所等に入園申し込みをしており、保留となっている。

2. 支給額等について

認可外保育施設の保育料と認可保育所等の保育料の差額を助成します。

※¹ 認可外保育施設の保育料が下表1の額を超えた場合、超過分は保護者負担となります。

※² 認可外保育施設の保育料（又は支給上限額）が認可保育所等の保育料より低い場合、支給されません。

※³ 助成の対象となる経費は月額保育料のみです。

（月額保育料とは、基本分保育料、給食代のみであり、入園（会）金、延長保育料、副食（おやつ）代、夕食代、個人的な経費等は含みません）

※⁴ 認可保育所等の保育料との差額分の算定の際には、支給認定に基づく保育料額、あるいは標準時間認定の保育料額とみなし算出します。

※⁵ 認可保育所等保育料は「柏市2号・3号子ども保育料額表（月額）」で確認ください（柏市HPに掲載があります）。

表 1. 扶助費支給上限額(100 円未満切捨て)

歳児	支給上限額(乳幼児 1 人あたりの月額)
0-2 歳児	70,000 円
3 歳児	35,000 円
4-5 歳児	28,000 円

【助成額の例】

対象児童が 1 歳児, 認可保育所等保育料(4-5 階層)29,600(円/月)の場合で, 認可外保育施設保育料がそれぞれ以下の場合について

(1) 認可外保育施設保育料が 80,000 円の場合

1 歳児の場合, 認可外保育施設の保育料を 70,000 円とみなすため, 70,000 円を超過した 10,000 円は保護者負担となります。

従って $70,000 \text{ 円(支給上限額)} - 29,600 \text{ 円(保育料)} = 40,400 \text{ 円}$ の助成。
 $10,000 \text{ 円(保護者負担)} + 29,600 \text{ 円(保育料)} = 39,600 \text{ 円}$ の自己負担。

(2) 認可外保育施設保育料が 50,000 円の場合

認可外保育施設保育料 50,000 円と支給上限額 70,000 円を比較すると, 認可外保育施設保育料 50,000 円の方が低いため, 認可外保育施設保育料 50,000 円と認可保育所保育料 29,600 円の差額を助成。

$50,000 \text{ 円} - 29,600 \text{ 円} = 20,400 \text{ 円}$ の助成。

(3) 認可外保育施設保育料が 20,000 円の場合

認可外保育施設保育料 20,000 円が, 認可保育所保育料 29,600 円よりも低いため, 助成無。

3. 扶助費の支給について

(1) 保育ルーム入所者について

毎月保育ルームから徴収される保育料額が減免されます。

実際の支給方法等については, 各保育ルームごとに異なる場合がありますので, 入所される保育ルームにお尋ねください。

※扶助費の支給は, 保育ルームから提出される申請書が柏市に提出された月からとなりますので, 余裕をもって保育ルームに提出するようお願いします。

例) 5 月入園したが, 6 月に申請書が柏市に提出された場合

申請書の提出が 6 月となるため, 6 月から支給開始(5 月は支給無)

(2) 認可外保育施設(保育ルームを除く)について

下表 2. のように年 4 回支給となります。

表 2. 扶助費の支給について

申請月	申請書等受付期間	支給月
第 1 期(4 月分～ 6 月分)	7 月 1 日～7 月 31 日	8 月中
第 2 期(7 月分～ 9 月分)	10 月 1 日～10 月 30 日	11 月中
第 3 期(10 月分～12 月分)	1 月 1 日～1 月 31 日	2 月中
第 4 期(1 月分～ 3 月分)	翌年度 4 月 1 日～4 月 10 日	翌年度 5 月中

※1 申請書は每期，扶助費を申請される際にご提出ください。

※2 就労証明書等の保育を必要とする状態であることを証する書類に関しては，当初申請時に提出した内容と相違がない場合には再度の提出は不要です。

なお，認可保育所等の申請の際に既に提出している場合には，既に提出されている就労証明書の証明日以降，半年以内の入園については不要です。

※3 上記受付期間を過ぎて提出された場合には受付ができません。この場合，次回以降の支給月において遡って支給することとなります。但し，**第 4 期の受付期間を過ぎての提出は一切受け付けることができませんのでご注意ください。**

※4 提出内容に不備等がある場合には支給が遅れることがあります。

4. 対象施設について

児童福祉法 59 条の 2 第 1 項に規定される届出対象施設である認可外保育施設のうち，指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設(事業所内保育施設，企業主導型保育事業を除く)。

詳しくは「表 3 認可外保育施設」を参照ください。

表 3. 認可外保育施設

名称		所在地	電話	保育年齢及び開所時間
柏市 保 育 ル ー ム	チャイルドホーム	柏市十余二 276-298	7133-8544	各施設にお問い合わせください。
	おもちゃ箱	柏市南柏 1-4-17 布施ビル 102	7140-0030	
	ベビー専門 いちご保育園	柏市千代田 1-5-45 グランシャリオ1階 A号	7162-6226	
	保育ルーム Felice(フェリチェ)柏園	柏市明原 4-11-1 リライアンス1F	7147-4575	
	ぴーくあぶー保育園	柏市松葉町 2-14-4	7136-8444	
	豊四季駅前保育園	柏市豊四季 1008-15 フォーシーズンホール1F	7186-6219	
	Angel Kids (エンジェルキッズ)	柏市花野井 420-1 ウイラグラニッツ1F	7128-8308	
	カンガルーぽけっと保育園	柏市柏 6-7-8 オークスビル1A	7168-6781	
認 可 外 保 育 施 設	保育所ちびっこランド まつば園	柏市松葉町 2-15-6	7133-8055	
	ミルキーホーム 柏園	柏市中央町 5-16 穂高第二プラザ ^ス 柏 304	7163-2182	
	リトルガーデン 柏の葉キャンパス	柏市松葉町 3-23-1	7157-1724	
	<p>児童福祉法 59 条の 2 第 1 項に規定される届出対象施設である柏市外の認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設（事業所内保育施設、企業主導型保育事業を除く）。</p> <p>※ 指導監督基準を満たす旨の交付の有無は、所在する都道府県のホームページより御確認いただけます</p>			

※認可外保育施設による保育は、保護者の皆様と各認可外保育施設の直接契約に基づくものです。

～契約内容をしっかり確かめておきましょう～

良い保育所の選び方 10 か条(厚生労働省)

1. まずは情報収集を
2. 事前に見学を
3. 見た目だけで決めないで
4. 部屋の中まで入って見て
5. 子供たちの様子を見て
6. 保育する人の様子を見て
7. 施設の様子を見て
8. 保育の方針を聞いて
9. 預け始めてからもチェックを
10. 不満や疑問は率直に

5. 申請の際に必要な書類等

表 4. 申請の際に必要な書類等

提出書類	説明
必ず提出する書類	
<input type="checkbox"/> 柏市保育ルーム委託乳幼児扶助費申請書兼代理受領申出書(保育ルームの場合)	
<input type="checkbox"/> 柏市委託乳幼児扶助費申請書(認可外保育施設(保育ルーム除く)の場合・・・申請期ごと)	
<input type="checkbox"/> 就労日数証明書(保育ルームの場合・・・毎月(実績))	
<input type="checkbox"/> 通園証明兼領収確認証明書 ・認可外保育施設(保育ルームを除く)の場合・・・申請期ごと	
<input type="checkbox"/> 保育を必要とする状態であることを証明する書類	別紙「表Ⅱ 保育を必要とする状態であることの証明」参照
該当する方のみ提出書類	
<input type="checkbox"/> 市民税所得割課税額が分かる税書類 右記の(1), (2)のいずれかに該当する場合は以下のいずれかの書類の提出が必要となります。 <input type="checkbox"/> 市民税・県民税特別徴収税額の通知書 <input type="checkbox"/> 市民税・県民税納税通知書 <input type="checkbox"/> 課税(非課税)証明書	(1) 平成29年4月から平成29年8月の間に入園、かつ平成28年1月1日に柏市外に住民票があった方(次のうち、いずれか1点) <input type="checkbox"/> 平成28年度 市民税・県民税特別徴収税額の通知書 <input type="checkbox"/> 平成28年度 市民税・県民税納税通知書 <input type="checkbox"/> 平成28年度 課税(非課税)証明書 (2) 平成29年9月から平成30年3月の間に入園、かつ平成29年1月1日に柏市外に住民票があった方(次のうち、いずれか1点) <input type="checkbox"/> 平成29年度 市民税・県民税特別徴収税額の通知書 <input type="checkbox"/> 平成29年度 市民税・県民税納税通知書 <input type="checkbox"/> 平成29年度 課税(非課税)証明書
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(又は離婚届の受理証明書)	母子世帯・父子世帯・父母ともに不存在の場合、 <u>ひとり親であること及び子の親権者が明示されているもの</u> が必要です。
<input type="checkbox"/> 在留カードの写し (表裏両面の写しが必要です。)	児童、保護者又は同居世帯員が外国籍の場合、左記の他、 <u>外国人登録証明書</u> や <u>住民票等</u> 、 <u>在留資格・在留期間</u> がわかるもの。
<input type="checkbox"/> 在園証明書	申請児の兄姉が認可外保育施設を利用中、又は申請児の兄姉が幼稚園、障害児通園施設等を利用中の場合
<input type="checkbox"/> 委任状(保育ルーム以外の場合)	申請者(父母)と扶助費振込口座の名義人が異なる場合

【お問い合わせ先】

〒277-8505 柏市柏 5-10-1

柏市役所こども部保育運営課(扶助費)

TEL 04-7167-1137 ※開庁時間 8:30～17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)

別紙

表Ⅰ．保育を必要とする状態

No.	保護者の状況	要件
1	就労	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たす就労をしている場合
2	就学	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たす学校 ⁽¹⁾ に在学している場合又は職業訓練 ⁽²⁾ を受けている場合
3	妊娠・出産	母親が妊娠中か出産後間もない場合(出産月の前後2ヶ月以内)。ただし、月の初日に生まれた時はその月を1ヶ月とする。
4	疾病・障害	保護者が疾病、負傷、障害がある等の状態であり、児童の家庭保育にあたれない場合
5	介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている場合を含む)を「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たす介護又は看護をしている場合
6	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合
7	その他	上記のほか、保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合

*1 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。

*2 職業能力開発推進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練、職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練。

表Ⅱ．保育を必要とする状態であることの証明

No.	保護者の状況	提出書類	説明
1	就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書	保護者1人につき1枚 必要です。職場の人事担当者等による記入・押印が必要です。 《育児休業からの復職の場合》 復職日以後の日付で証明された就労証明書が必要です。
		<input type="checkbox"/> 自営業届	保護者自身で記入します。押印が必要です。
2	就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書	表Ⅰ参照(カルチャースクール対象外)
		<input type="checkbox"/> カリキュラム・時間割	
3	妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	父母の氏名、分娩予定日、妊娠中の経過のページの写し(柏市発行の母子手帳の場合、順にp1, p4, p8, p9)
4	疾病・障害	<input type="checkbox"/> 診断書	診断及び記載が必要な事項(原則、以下①～④の全て) 「①病名」、「②症状」、「③必要な療養期間(※記載が可能な場合)」、「④児童の家庭保育にあたれない状況にあるか」
5	介護・看護	<input type="checkbox"/> 看護状況申告書	診断書について、診断及び記載が必要な事項(原則、以下①～④の全て) 「①病名」、「②症状」、「③必要な療養期間(※記載が可能な場合)」、 「④家族による常時介護にあたれない状況にあるか」 その他、障害者手帳やケアプラン等があれば添付してください。
		<input type="checkbox"/> 診断書等	
6	災害復旧	※保育運営課へお問い合わせください。	
7	その他		